

改正

昭和58年3月29日条例第2号

昭和59年12月20日条例第26号

平成9年3月25日条例第13号

平成13年3月23日条例第4号

平成17年3月28日条例第18号

平成18年12月19日条例第31号

平成20年9月22日条例第15号

平成21年3月23日条例第4号

平成26年9月30日条例第21号

平成27年6月17日条例第10号

川南町ひとり親家庭医療費助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭の医療費の一部を助成することにより、その生活の安定及び自立を支援し、もってひとり親家庭の健康増進と福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親 20歳未満の者を扶養している配偶者のない女子又は配偶者のない男子をいう。
- (2) 配偶者のない女子 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する者をいう。
- (3) 配偶者のない男子 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する者をいう。
- (4) 児童 18歳に達した日が属する年度の年度末までの者をいう。
- (5) 社会保険各法 健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。
- (6) 保険給付 社会保険各法の定めるところによる被保険者、組合員、加入者又は被扶養者(以

下「被保険者等」という。)に対する療養の給付並びに保険外併用療養費、療養費及び訪問看護療養費の支給をいう。

(7) 一部負担金 社会保険各法の定めるところにより保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。

(助成の対象)

第3条 この条例の定めにより医療費の助成対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、町に住所を有する被保険者等であり、かつ、ひとり親、その者に扶養されている児童又は父母のない児童とする。ただし、次に掲げる者は、除くものとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)その他の法令等により医療費の全額給付を受ける者

(2) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条の規定の例により計算された所得の額が同条第1項の規定により政令で定める額以上である者又は同額以上の所得がある者が扶養している児童

(3) 川南町子どもの医療費助成に関する条例(平成12年川南町条例第20号)の定めるところにより医療費の助成を受ける者(同条例第2条第2項に定める乳幼児に限る。)

(助成の額)

第4条 町長は、助成対象者が保険給付につき一部負担金を支払った場合において、当該支払額(社会保険各法による附加給付があるときは、その額を控除した額)から1人月額1,000円を控除した額を助成するものとする。

(受給資格証の交付申請)

第5条 この条例による医療費助成金(以下「助成金」という。)の給付を受けようとする者は、町長に対しひとり親家庭医療費受給資格証(以下「受給資格証」という。)の交付を申請しなければならない。

2 前項の申請は、次に掲げる者(以下「世帯主等」という。)がこれをしなければならない。

(1) ひとり親又はその者に扶養されている児童の場合にあつては、当該ひとり親

(2) 父母のない児童の場合にあつては、当該児童又は児童を扶養する者

(受給資格証の交付)

第6条 町長は、前条の規定により、交付の申請があつた場合において、助成金の給付を受ける資格があると認めたときは、その者(以下「受給資格者」という。)の氏名等を記載した受給資格証を交付するものとする。

2 前項の受給資格証は、毎年8月1日に更新する。

(助成金の給付)

第7条 助成金の給付は、受給資格証の交付の申請を町長が受理した日から、受給資格を失った日の属する月の末日までに受けた療養について行うものとする。

(受給資格証の提示)

第8条 受給資格者が療養を受けようとするときは、当該療養を受けようとする病院若しくは診療所又は指定調剤薬局等に対し受給資格証を提示しなければならない。

(給付の申請)

第9条 世帯主等が助成金の給付を受けようとするときは、町長に対し1月を単位として申請しなければならない。

2 前項の申請は、受給資格者が保険給付を受けた月の翌月から起算して、1年を経過した日以後においてはすることができない。

(給付の決定)

第10条 町長は、前条の規定により助成金の給付の申請を受けた場合は、内容を審査し、速やかに給付の可否を決定するものとする。

2 町長は、入院医療費については、前項の規定にかかわらず、世帯主等が当該医療機関等に支払うべき当該保険給付に係る一部負担金を、その者に代わり当該医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた者に対し医療費助成金の決定があったものとみなす。

(届出の義務)

第11条 世帯主等は、受給資格者の氏名、住所その他規則で定める事項について変更があったとき、受給資格を失ったとき、又は給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(助成金の返還)

第12条 町長は、偽りその他不正の行為によって助成金の給付を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

2 町長は、助成金の給付事由が第三者の行為によって生じ、かつ、助成金を給付した場合において、給付を受けた者が第三者から、同一の事由について損害賠償金の支払を受けたときは、当該助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第13条 助成金の給付を受ける権利は、他に譲り渡し、又は担保に供することができない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日以降の診療に係る医療費から適用する。

附 則 (昭和58年3月29日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年12月20日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日以降の診療に係る医療費から適用する。

附 則 (平成9年3月25日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則 (平成13年3月23日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月28日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、平成17年4月1日以降の診療に係る医療費から適用する。

附 則 (平成18年12月19日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則 (平成20年9月22日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成20年10月1日前に行われた医療に係る一部負担金の助成については、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成21年3月23日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年9月30日条例第21号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月17日条例第10号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年9月1日から施行する。